

○ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>1-1 <u>財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第62号。以下「内部統制府令」という。)第1条第2項の金融商品取引法第193条の2第2項の規定による内部統制報告書の監査証明には、同法第24条の4の5の規定に基づき提出する訂正内部統制報告書の監査証明を含まないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3-1 <u>内部統制府令第3条の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制には、会社が業務を委託している場合におけるその委託業務も含まれる。なお、委託先が国若しくは地方公共団体又はそれらに準ずる機関の場合には、この限りでない。</u></p>	<p>3-1 <u>財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第62号。以下「内部統制府令」という。)第3条の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制には、会社が業務を委託している場合におけるその委託業務も含まれる。なお、委託先が国若しくは地方公共団体又はそれらに準ずる機関の場合には、この限りでない。</u></p>
<p>4-5 <u>内部統制府令第1号様式記載上の注意(8)のc又は第2号様式記載上の注意(9)のcの規定により、開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由を記載している場合において、当該開示すべき重要な不備の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容を併せて記載することができる。</u></p>	<p>4-5 <u>内部統制府令第1号様式記載上の注意(8)のc又は第2号様式記載上の注意(9)のcの規定により、重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までには是正されなかった理由を記載している場合において、当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容を併せて記載することができる。</u></p>
<p>4-6 <u>内部統制府令第1号様式記載上の注意(3)又は第2号様式記載上の注意(3)に規定する「代表者の役職氏名」及び内部統制府令第1号様式記載上の注意(4)又は第2号様式記載上の注意(4)に規定する「最高財務責任者の氏名」については、内部統制報告書提出日現在のものを記載することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6-1 <u>監査法人が作成する内部統制監査報告書に係る内部統制府令第6条第1項第6号に規定する「明示すべき利害関係」には、当該内部統制監査に係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</u></p>	<p>6-1 <u>監査法人が作成する内部統制監査報告書に係る内部統制府令第6条第1項第5号に規定する「明示すべき利害関係」には、当該内部統制監査に係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</u></p>
<p>6-2 <u>内部統制府令第6条第1項第6号に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第25条第2項及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</u></p>	<p>6-2 <u>内部統制府令第6条第1項第5号に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第25条第2項及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</u></p>
<p>21-1 <u>内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。ただし、内部統制府令第6条第1項第4号を「財務報告に係る有効な内部統制</u></p>	<p>21-1 <u>内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。ただし、内部統制府令第6条第1項第3号を「財務報告に係る有効な内部統制</u></p>

が維持されているかどうかについての意見」と読み替えて適用するものとする。

が維持されているかどうかについての意見」と読み替えて適用するものとする。

21-2 内部統制府令第21条第2項第2号に掲げる事項は、内部統制府令第6条第1項第5号に掲げる事項として記載することに留意する。

21-2 内部統制府令第21条第2項第2号に掲げる事項は、内部統制府令第6条第1項第4号に掲げる事項として記載することに留意する。